

議員発案第 2 号

労働者保護ルール改定反対を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「労働者保護ルール改定反対を求める意見書」を提出するものとする。

平成26年3月25日 提出

提出者 三条市議会議員 杉 井 旬

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

労働者保護ルール改定反対を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会である。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名の下に解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者保護ルールの後退が懸念される議論がなされている。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言える。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定の在り方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用や労働の政策は、ILO(国際労働機関)の三者構成主義の原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際基準から逸脱したものと言わざるを得ない。

こうした現状に鑑み、次の事項について強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは、行わないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 雇用や労働の政策に係る議論は、ILOの三者構成主義の原則にのっとり労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

三条市議会議員 熊 倉 均

[提出先]

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 厚生労働大臣 経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣(規制改革)